

地域包括診療料に係る院内掲示

当院では、同意をいただいた患者様に地域包括診療料を算定させていただきます。

※「かかりつけ医」として次のような取り組みを行います。

○健康相談、予防接種に係る相談

○在宅医療の提供

○地域包括診療料を算定する患者様に対しての

24 時間対応

○介護保険制度の利用等に関する相談



令和6年6月1日